

○競輪の選手管理の要領

(平成19年10月 1日 平成19・10・01製第22号認可)

最終改正 平成25年 3月19日

公益財団法人JKA（以下「本財団」という。）は、自転車競技法（以下「法」という。）第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人（以下「競技実施法人」という。）が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、選手管理の要領をここに定める。

目 次

第1章	執務の方針
第2章	選手及び先頭員の出場資格の確認
第3章	確定検査
第4章	競走に出場する選手及び先頭員の確定
第5章	出走前点検
第6章	出場停止及び出走取消し
第7章	出場選手の管理
第1節	保護管理
第2節	不正の防止
第8章	附帯する業務
別紙	選手の身体検査要領
様式	

第1章 執務の方針

1 意義

選手管理業務は、競輪開催における参加選手の出場資格の確認、出場選手の確定、点検及び選手の保護管理等競輪運営における最大の要請である競走の公正・安全の確保を図るために、必要かつ基本的な事項を主要な内容としている。

したがって、選手管理業務の遂行に当たっては、常に適正確実に処理することが求められるところであり、健全な競輪運営の確保を図るために、きわめて重要な役割を担っているといえる。

2 ねらい

次の事項を主要なねらいとして選手管理業務を行う。

- (1) 選手の競技技能が最高度に発揮され、プロフェッショナルの自転車競技として見ごたえのある競技の実現を図ること。
- (2) 出場選手を完全に掌握するとともに保護・管理し、選手の適正な出場条件を確保すること。

3 基本的な取り組み方

選手管理業務に携わる者は、業務の特質にかんがみ、選手の能力及び特性、競走の実態等の把握に努めるとともに、秩序等の適正保持は選手との相互協力の下に実現し得るものとの認識に立ち、選手との相互理解を深めることが肝要であり、十分な配慮と積極的態度をもって取り組まなければならない。

第2章 選手及び先頭員の出場資格の確認

自転車競走実施規則（以下「実施規則」という。）第41条（以下この要領において参照する実施規則の条、項及び号の番号は、「〇〇県自転車競走実施規則に関するガイドライン」による。）の規定に基づき、選手及び先頭固定競走の先頭誘導選手（以下「先頭員」という。）の出場資格の確認を行う。

1 参加選手の受付

参加選手の受付は、選手にあつては午後1時に開始し、午後1時30分に締め切り、先頭員にあつては競輪場ごとに個別に定める時間に行う。ただし、次の各号の競輪に参加する選手の受付は、それぞれ当該各号に掲げる時間に行う。

- (1) 前に開催される節の最終日と後に開催される節の選手の集合日における確定検査（以下「前日検査」という。）日が重なる場合の後の節
午前11時に開始し、午後1時に締め切る。
- (2) ナイター開催その他の開催時間を変更して開催する競輪
競輪場ごとに個別に定める時間に行う。

2 出場資格の確認

- (1) 受付を行った後、実施規則第41条第1項各号に定める携帯品（使用自転車を除く。）及びヘルメット等を点検し、次の項目に基づいて出場資格の確認

を行う。

ア 本人が自転車競技法第6条の規定に基づき本財団に登録された選手であること。

イ 本人が当該競輪に出場することを契約した選手であること。

この場合、携帯品に不足があるときは、事情を聴取して適切な措置をとる。

(2) 確認を終了した選手及び先頭員に対して、参加章（様式第1）及び整理番号票（練習用ゼッケン番号等）を交付する。

3 遅延及び不参加選手に対する措置

(1) 選手又は先頭員が、次の各号のいずれかにより、指定時刻に遅れて到着することを、第1項に規定する受付の開始時刻までに届け出た場合は、その理由、到着予定時刻、参加経路等を十分確認した上で、出場に支障がないことが確実なものに限り、実施規則第41条3項の規定に基づき承認することとし、必要があるときは、当該選手又は先頭員に対して適切な指示を与える。

ア 公的理由による場合（日本競輪選手会又は全国競輪選手共済会の公式の会議に出席するとき、又は公民権行使上必要なとき。）

イ 前回出場競輪が順延し、受付の締切時刻に間に合わない場合

ウ 天災地変又は交通事故による場合

エ 緊急追加あっせんによる場合

オ その他やむを得ない場合

なお、当日又はその後その理由を証明するに足る書類を提出させること。ただし、緊急追加あっせんの場合は除く。

(2) 選手又は先頭員が、第1項に規定する受付の開始時刻までに不参加の届け出をせずに集合しなかった場合は、無届けによる不参加として取扱う。

ただし、選手又は先頭員が届け出をせずに、指定時刻に遅れて到着した場合であっても、その理由が正当でやむを得ないものと認められたときは、無届けによる不参加としては取り扱わない。

なお、無届けによる不参加の選手又は先頭員があつた場合は、同県選手等から事情を聴取し、その実情を把握する。

4 関係委員に対する通報

参加選手の出場資格の確認の結果並びに遅延選手又は先頭員及び不参加選手又は先頭員の有無について、関係委員に通報する。

第3章 確定検査

実施規則第42条の規定に基づき、担当検査事項について、選手及び先頭員の検査を行う。

前日検査は、出場資格の確認を終了した選手に対して、初日以降（出走すべき最後の日は除く。）における確定検査（以下「出走日以降の確定検査」という。）は、当日の競走を終了した選手に対して、それぞれ医務室等所定の場所において行う。先頭員の集合日における確定検査は、前日検査に準じて行うものとする。

1 健康状態の検査

選手管理委員は、前日検査における健康状態の検査（以下「身体検査」という。）を、別紙「選手の身体検査要領」に基づいて行い、出場の適否を判定する。

出走日以降の確定検査における身体検査については、前日検査に準じて行い、出場の適否を判定する。

2 その他出場適性の検査

選手管理委員は、前日検査において、当該競輪より以前に出場した競輪における不適正な競走、制裁等の処分、その他競走の公正安全を阻害するおそれのある事実、状況等について調査・検討し、出場の適否を判定する。

出走日以降の確定検査においては、当日出場した競走における走行状況等を併せて調査・検討し、出場の適否を判定する。

3 確定検査の合格者に対する合格者名簿への記入押印

前日検査及び出走日以降の確定検査に合格した選手及び先頭員について、合格者名簿（様式第2）にその旨を記入し、押印する。

第4章 競走に出場する選手及び先頭員の確定

1 競走に出場する選手及び先頭員の確定

確定検査の結果に基づいて、競走に出場する選手及び先頭員を確定する。ただし、第2章の3の(1)において実施規則第41条第3項の規定に基づき指定時刻に遅れて到着することを承認した選手については、確定検査によらず確定することができる。

2 関係委員に対する通報

選手管理委員は、競走に出場する選手及び先頭員を確定したときは、出場選手確定書（様式第3）により関係委員に通報する。

第5章 出走前点検

- 1 実施規則第46条の規定に基づき、出走前点検に集合した選手について、前日の確定検査の結果を参照し、医務室等所定の場所において、選手の健康状態の異常の有無を点検・確認する。
- 2 実施規則第41条第3項の規定に該当する選手であつて、確定検査が受けられなかった者については、出走前点検の際に出場資格の確認及び確定検査に準じた検査を行わなければならない。

第6章 出場停止及び出走取消し

1 確定検査における出場停止

選手管理委員は、確定検査の結果、選手に実施規則第43条第1号又は第2号の規定に該当する事項があると認めるときは、当該選手が出場する予定の競走の全部又は一部について、その出場を停止する。

2 確定後の出場停止

選手管理委員は、選手が確定検査に合格した後、番組の決定までの間に、改めて実施規則第43条各号に該当する事項を認めるときは、当該選手が出場する予定の競走の全部又は一部について、その出場を停止する。

なお、この場合において、その事由が傷病によるときは、医師の治療に立ち会い、その診断結果に基づいて競走に出場することの可否を決定するものとし、また、その事由が使用自転車に係るものであるときは、検車委員の意見を聴いたうえで、競走に出場することの可否を決定するものとする。

3 番組決定後の出走取消し

選手管理委員は、番組を決定した後に選手又は先頭員に実施規則第47条各号に該当する事項があると認めるときは、当該選手又は先頭員のその回の競走の出走を取り消す。

なお、この場合において、その事由が傷病によるときは、医師の治療に立ち会い、その診断結果に基づいて競走に出走することの可否を決定するものとし、また、その事由が使用自転車に係るものであるときは、検車委員の意見を聴いたうえで、競走に出場することの可否を決定するものとする。

4 関係委員に対する通報

選手管理委員は、出場停止となった選手があつたとき及び出走取消しとなった選手又は先頭員があつたときは、速やかに関係委員に通報する。

第7章 出場選手の管理

第1節 保護管理

出場選手を常に完全に掌握し、秩序維持につとめ、選手の適正な出場条件を確保することとする。

1 選手に対する指示、連絡

前日検査終了後、選手に対する指示並びに注意事項の伝達、選手代表の決定及び必要に応じて選手代表等との連絡懇談を行うほか、健康状態及びその他出場適性について注意を要すると認められる選手があったときは、当該選手に対して適切な指導を行う。

2 出走選手の服装及び誘導

(1) 出走選手の服装

競走用ユニフォーム及びヘルメット覆いは、選手に正確に着装させる。

(2) 出走選手の召集及び服装の点検

競走ごとに出走予定時刻の40分前までに選手を招集し、その服装（競走用ユニフォーム、ヘルメット、ヘルメット覆い、競走用パンツ及び競走用シューズ等）の着装状態を厳密に点検して、出走前の選手控室に待機させる。

(3) 選手紹介又は出走のときの選手の誘導

選手の紹介及び出走の直前には、選手の服装を再点検して誤着装の防止に努め、選手紹介のときは、原則として出走予定時刻の約30分前に、出走のときは、投票締め切りの通報と同時に出走選手を競走路出入口まで誘導して審判員の合図により競走路に入場させる。

(4) 選手紹介終了後の選手の取扱い

選手紹介を終了した選手は、出走前の選手控室に待機させる。

なお、検車委員の指示により選手各自が行う当該競走投票締め切り5分前の自転車の空気圧の点検に立ち会う。

(5) 競走を終了した選手の取扱い

競走を終了した選手からは、貸与した競走用ユニフォーム及びヘルメット覆いを速やかに返還させ、指示した場所において、出走日以降の確定検査を受検させ、帰宿又は帰郷時まで選手控室に待機させる。

3 選手指導

(1) 出走前の選手指導

各競走の出走前には、選手の事故防止について適切な注意を与える。

(2) 出走後の選手指導

ア 反則、制限タイムを超えた競走、又は走行技術未熟、競走態度不良等が認められたときは、当該選手に対してその状況を説明して十分注意を与え、再度繰り返さぬよう指導する。

イ 選手間で競走上の行為に関して争いがあるとき、又はその気配を察知したときは、関係選手を招致して、事情を聴取し適切な措置をとる。

4 競走の観察及び出場選手に対する注意等

各競走を観察し、選手の競走状況に異常を認めたとき、又は審判委員から通報があったときは、当該選手から事情を聴取し、必要に応じ次の措置をとり関係委員に通報する。

- (1) 当該選手に対して注意を与えること。
- (2) 始末書を取り、戒めること。
- (3) その他必要な措置を講ずること。

5 出場選手の救護

(1) 医師及び看護師の配置及び病（医）院の指定

選手の負傷又は疾病に対し、応急救護のできるよう競輪場においては、医師及び看護師を常時医務室に待機させるとともに緊急事態に備え医療を依頼する病（医）院をあらかじめ指定しておく。

(2) 応急救護

選手が指定練習中、選手紹介中又は競走中の事故等により負傷又は発病したときは、直ちに医師による応急救護を行わせる。

(3) 指定病（医）院への移送

選手の負傷又は疾病の状況により、医師の指示があるときは、直ちに指定病（医）院に移送して救護の万全を期する。

(4) 宿舎における救護

選手が宿舎で負傷又は発病したときは、指定病（医）院の医師に来診を依頼するか又は指定病（医）院に移送する等状況に応じた措置をとり、救護の万全を期する。

6 選手の欠場に係る措置及び調査

選手の欠場に係る措置は、出場約款に基づいて措置することとし、必要あるときは、その後の事実又は状況を調査する。

7 宿 舎

選手は、選手宿舎に宿泊させる。

ただし、選手宿舎のない場合は、一般旅館を宿舎として指定して利用することができる。指定宿舎（一般旅館）を利用するときは、保護管理上必要な措置を講ずることとする。

(1) 競輪場と宿舎間の選手輸送

選手の競輪場と宿舎間の輸送は、当該競輪場が定める輸送計画に基づき、輸送中における選手管理を行う係員が同乗した専用バスをもって行う。

(2) 管理宿泊

宿舎には、選手の保護安全を図るため、宿泊管理員を宿泊させる。

(3) 食事献立表の検討

食事献立表は、事前に十分に検討して、選手の健康、栄養管理に留意する。

(4) 前日検査日以前に到着した選手の取扱い

選手から前日検査日以前に到着の申出があり、選手宿舎への宿泊を認めるときは、当該選手の適切な保護管理を行う。

8 環境の整備

(1) 選手通路の清掃

選手管理施設（以下「管理棟」という。）における選手の通路は、適時清掃を行い、清潔の維持を図るとともに、自転車のタイヤの破損防止に努める。

(2) 選手控室の環境の整備

選手控室は、火災並びに盗難の予防、保健及び衛生に留意するとともに、選手が十分休養できるような設備を設け、明朗な環境をつくる。

(3) 宿舎の環境の整備

宿舎は、火災並びに盗難の予防、保健及び衛生に留意するとともに選手が十分休養できるような設備を設け、明朗な環境をつくる。

(4) 売店の管理

出場選手の売店は、随時点検して清掃、整とんの維持を図るとともに、販売品目、販売価格等を検討して不適當な物品は販売させない。

9 指定練習

競走路における練習は、時間を指定し、練習中における選手管理を行う係員の立ち会いの下に統制ある練習を行わせる。

10 選手の競走観覧

選手が競走を観覧するときは、所定の観覧席において行わせる。

11 選手の立入場所の制限

選手には、指定の場所以外に出入りさせない。

12 薬物の使用制限

選手には、医師が治療のため必要と認めた薬物以外は使用させない。

13 最終日の帰郷の時期

最終日は、第4競走までに出走した選手は第5競走終了後、第5競走以降に出走した選手は、当該選手の出走した競走終了後帰郷させる。

なお、帰郷時においては、選手が保護管理を離れることを確認するために、通門許可証（様式第4）を発行することとし、必要あるときは、事故防止の措置をして帰郷させる。

14 先頭員の取扱い

(1) 先頭員の参加

先頭員は、出走当日のみ参加させるものとする。

(2) 先頭員の参加中の管理

ア 確定検査は、できるだけ出場選手と別個に行うこと。

イ 指定練習は、選手の練習終了後に別個に行わせ、選手の指定練習時間中は禁止すること。

ウ その他競輪場で選手と接触させないよう措置すること。

15 その他の措置

その他事故防止上必要な措置を講じ、事故の未然防止に努める。なお事故が発生したときは、経済産業省の通達「競輪開催の適正化について」に基づいて処置する。

第2節 不正の防止

1 携帯電話機等情報通信機器の取扱い

選手が携帯電話機、パソコン等外部と通信可能な情報通信機器を競輪場施設内に持ち込んだ場合は、速やかに提出させ、帰郷時まで保管する。

2 選手の動向観察

(1) 選手控室等における選手間の動向及び競走上の談合等に注意する。

(2) 指定練習中は、誤解を招くような動作を禁じ、練習を見る観客と応答その

他により接触させないこと。

3 観客との接触の遮断及び場内の情報収集

選手と観客との接触を遮断するとともに、選手並びに観客の言動及び投票状況に注意し、関係委員と密接な連絡をとってこれらに関する場内の情報収集に努める。

なお、これらに関する情報を入手し、又は異常を感知したときは、その内容を調査し、適切な措置を講ずる。

4 管理棟への入場制限

管理棟には、許可した者以外は入室させない。

5 管理棟に出入することの許可を受けた者に対する取締り

許可を受けて管理棟に出入りするすべての者には、車券を購入しないよう指導するとともに、これらの者の選手に関する情報収集を取り締り、外部との連絡を遮断する。

なお、報道関係者の選手に対する取材については、本財団が別に定める「競輪報道関係者の取材要領（例）」に基づき、当該競輪場が定める方法により行うこととする。

6 売店の利用制限

出場選手の売店は、原則として出場選手及び執務員以外の者には、利用させない。

7 電報・電話の取扱い

電報は、必要にして緊急やむを得ないものに限り、直接本人に伝え、若しくは発信を取り次ぎ、重要度の低いもの又は不急のものは競走終了後伝達し、若しくは発信させる。

電話は、必要にして緊急やむを得ないものに限り認めるものとし、その発受には立ち会うこととする。

8 宿舎における面会及び外出の制限

宿舎における面会及び外出その他外部との連絡は、正当な理由があつて、宿舎における選手管理を行う係員が特別に許諾した場合を除いて認めない。

9 当該競輪に出場しない選手の競輪場における取扱い

当該競輪に出場しない選手の競輪場における取扱いは、次による。

(1) 練習時間は、出場選手の練習開始1時間前までとすること。

- (2) 朝練習を終了したときは、遅滞なく競輪場を退出するよう指示し、その確認を行うこと。
- (3) 競走の観覧は、申し出があり、許可した者に限ることとし、所定の観覧席において行わせること。
- (4) やむを得ず出場選手の売店の利用を許可した場合には、係員が取り次ぐか又は係員が付添いの上購入させ、出場選手との接触を避けること。

第8章 付帯する業務

1 本財団に対する報告

次の事項については、できるだけ当該事実のあった日に、報告書を作成して本財団に報告する。

(1) 競輪事故が発生したとき

事故発生年月日、競輪名称、事故の原因、経過、措置及び観客の動向等必要な事項を記載した競輪事故報告書

(2) 制裁審議会が開催されたとき

制裁審議会議事録を添付した制裁審議会結果報告書（様式第5）

(3) 選手に係る不適正な行為等が発生したとき

本財団の定める選手管理状況報告書

(4) その他の報告

その他、選手管理業務に関し、報告することが必要と思われる事項については、その内容を記載した報告書

2 制裁審議会に関する事務

制裁審議会が開かれたときは、必要な書類の作成等これに関する事務を行う。

3 登録選手手帳及び選手健康手帳の記入、災害補償その他出場選手に関する事務

登録選手手帳及び選手健康手帳の記入、災害補償及び褒賞の申請手続その他出場選手に関する事務を行う。

4 管理関係諸設備の保全

競輪場における選手控室、選手観覧席、医務室及び各部門との連絡施設その他宿舎等の管理関係諸設備を点検し、競輪の開催に支障のないよう保全する。

5 管理関係諸器材の整備及び保管

選手に貸与する競走用ユニフォーム、ヘルメット覆い、整理番号票（練習用ゼッケン番号等）、参加章及び選手の救護用具並びに娯楽用具その他管理関係諸器材

の整備及び保管を行う。

附 則

この要領は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第82号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成19年10月1日）から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日）

この要領は、公益財団法人JKAの登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

別紙 選手の身体検査要領

選手の健康状態の検査（以下「検査」という。）の方法は、この要領によって行う。

（検査の担当者）

- 1 検査は、選手管理委員の指示により医務員が行う。

（医務員）

- 2 医務員は、つぎの構成による。

外科医	1名以上
内科医	1名以上
看護師	1名以上
補助員	若干名

（検査の事前調査）

- 3 選手管理委員は、選手健康手帳等を調査し、当該競輪に参加する前にあった傷病等の検査に関係のある事項の記載があったときは、医務員に通知する。

（検査の方法及び出場の適否）

- 4 検査は、次の各検査項目に従い、問診及び聴打診により行い、合格基準に基づいて、競走出場の適否を診断する。なお、必要があるときは、さらに精密検査を行う。

ただし、合格基準に適合しない場合であっても競走に支障がないと認めるときは合格とする。

検査項目	合格基準
外科検査	<ol style="list-style-type: none"> 1 外傷又はこれに起因する傷害若しくは疾患のないこと。 2 内臓外科又は整形外科の処置を受け後遺症のないこと。 3 骨の損傷、骨折若しくは関節の損傷又はこれに起因する傷害若しくは疾患のないこと。
内科検査 眼科検査 耳鼻科検査	<p>内臓諸器官の疾患のないこと。</p> <p>眼疾患又はこれに起因する障害のないこと。</p> <p>耳鼻疾患又はこれに起因する障害のないこと。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 伝染性疾患の疑いのないこと。 2 痔疾のないこと。 3 熱性又は急性症状のないこと。 4 その他競走に出場することが不適と認められる疾患又は障害のないこと。

(記録)

5 医務員は、検査における異常の有無及びその他必要な事項を記録する。

(選手管理委員に対する報告)

6 医務員は、検査の結果を速やかに選手管理委員に報告する。

様式第 1

参加章

(登録番号)	(府県)
○ ○ ○ ○ ○	○ ○
(選手名)	
○ ○ ○ ○	
(競輪場名)	(整理番号)
○ ○ 競輪場	○ ○

様式第2

年 月 日

確定検査合格者名簿

選手管理委員 _____ (印)

整理番号	年度第	回	營	競輪第	日	の	判	定
整理番号	級 班	選 手	名	合 否	の	判	定	

様式第3

年 月 日

_____ 殿

出 場 選 手 確 定 書

下記のとおり確定したので通報します。

年度第 回 営 競輪第 日

選手管理委員 

整理番号	府 県	級 班	登録番号	選 手 名	年 齢	自 転 車 名
1						
2						
3						
4						
5						
~~~~~						
90						
先頭誘導選手						

様式第4

年 月 日

通 門 許 可 書

下記の通門を許可します。

選手管理委員



登録番号	選手名	年齢	登録府県	通 門 日 時
				午前 時 分 月 日 午後 時 分
通 門 理 由				
備 考				

様式第5

公益財団法人 J K A 殿

年 月 日

競技実施法人名 ⑩

制裁審議会結果報告書

年度 回 営 競輪の制裁審議会の結果について議事録  
を添えて次のとおり報告します。

選 手 名	
登 録 番 号	
級 別	
登 録 府 県	
主 文	
適 用 条 項	
適 条 理 由	
備 考	